

平成 30 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数公表します。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数をお知らせします。

○行政職

職務 の級	等級別基準職務表に 規定する基準となる べき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う 職務	43 人	12.6%	主事 技師 保育士 保健師	33 人 2 人 6 人 2 人	118 人	34.5%	主事級
2 級	高度な知識又は経験 を必要とする業務を 行う職務	75 人	22.0%	主事 技師 栄養士 保育士 保健師	61 人 5 人 2 人 2 人 5 人			
3 級	主任の職務	72 人	21.1%	主任 主任栄養士 主任保育士 主任保健師 主任専門員 教諭	45 人 2 人 20 人 3 人 2 人 1 人	72 人	21.3%	主任級
4 級	主査の職務	74 人	21.7%	主査 上席保育士 館長(主査級)	71 人 2 人 1 人	74 人	21.6%	主査級
5 級	課長補佐又は主幹の 職務	43 人	12.6%	課長補佐 調整幹(課長補佐級) 指導主事 主幹 館長(主幹職)	14 人 1 人 4 人 23 人 1 人	43 人	12.6%	課長補佐級
6 級	課長の職務	19 人	5.6%	課長	19 人	19 人	5.6%	課長級
7 級	部長又は参事の職務	15 人	4.4%	部長 参事 会計管理者 事務局長	7 人 6 人 1 人 1 人	15 人	4.4%	部長級
合 計		341 人	100%					

※ (%) は各項目で四捨五入しているため、合計が 100% とならない場合があります。

○技能労務職

職務 の級	等級別基準職務表に 規定する基準となる べき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	校務員、土木工手等労 務職員の職務	12人	63.1%	給食調理員 校務員	7人 5人	12人	63.1%	労務 職員
2級	自動車運転手、作業員 等技能職員の職務 校務員、土木工手等労 務職員の主任の職務	3人	15.8%	給食調理員主任 校務員主任 作業員	1人 1人 1人	3人	15.8%	労務 主任
3級	自動車運転手、作業員 等技能職員の主任の 職務又はこれに相当 する職務	3人	15.8%	作業員主任	3人	3人	15.8%	技能 主任
4級	極めて高度の技能又 は経験を必要とする 業務を行う技能主査 の職務	1人	5.3%	技能主査	1人	1人	5.3%	技能 主査
合 計		19人	100%					

※ (%) は各項目で四捨五入しているため、合計が 100% とならない場合があります。

○教育職

職務 の級	等級別基準職務表に 規定する基準となる べき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	1人	100%	教諭	1人	1人	100%	教諭
合 計		1人	100%					

※ (%) は各項目で四捨五入しているため、合計が 100% とならない場合があります。